

掲示期間 4. 1-4. 10

新潟市告示第 250 号

新潟市産業振興センター使用料の徴収事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市産業振興センター使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 公益財団法人新潟市開発公社 代表理事 理事長 若杉 俊則
所在地 新潟県新潟市中央区白山浦 1 丁目 613 番地 69

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市産業振興センター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで